

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策
ロボット実装事業に係るロボット等募集
応募要領

【医療施設（湘南鎌倉総合病院）編】

2022年7月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1. 事業の目的.....	1
(1) 事業の目的.....	1
(2) 事業スキーム.....	1
2. 事業の概要等.....	2
(1) 導入実証施設.....	2
(2) 事業の概要.....	2
(3) 事業のスケジュール.....	3
(4) テーマの内容.....	3
(5) 導入実証に係る費用.....	3
3. 応募要件.....	3
(1) 応募資格.....	3
(2) 応募対象ロボット等の安全面への配慮について.....	4
(3) 導入実証に使用する機器等について.....	5
4. 導入実証に係る役割分担の考え方.....	6
5. 応募手続き.....	7
(1) 提出書類.....	7
(2) 応募期間.....	7
(3) 説明会.....	7
(4) 提出方法.....	7
(5) 応募に関する質問等.....	8
(6) 提出書類の取扱いについて.....	8
6. 選定について.....	8
(1) 評価基準.....	8
(2) 選定結果の通知.....	9
(3) 選定スケジュール.....	9
7. 成果物の帰属.....	9
8. 成果の公表.....	9
9. 留意事項.....	9
10. 実装支援事業者の企業情報.....	10
11. 問い合わせ先.....	11

1. 事業の目的

(1) 事業の目的

- 本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に資するロボット等（IoT関連機器を含む）の実装に強い意欲を持つ県内施設（以下、施設）を広く募り、ロボット等の導入実証及び効果検証を実施することで、当該施設への実装を推進します。
- 併せて、令和3年度に実施した本事業の成果を、不特定多数の県民等が利用する施設に向け、研修会等で広く周知することで、実装施設の増加及びロボット等関連企業参入機会の拡大にも繋がります。
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所は、ロボット等の導入実証及び実装のノウハウを有する事業者（以下、実装支援事業者）として本事業を神奈川県から受託し、実施しています。

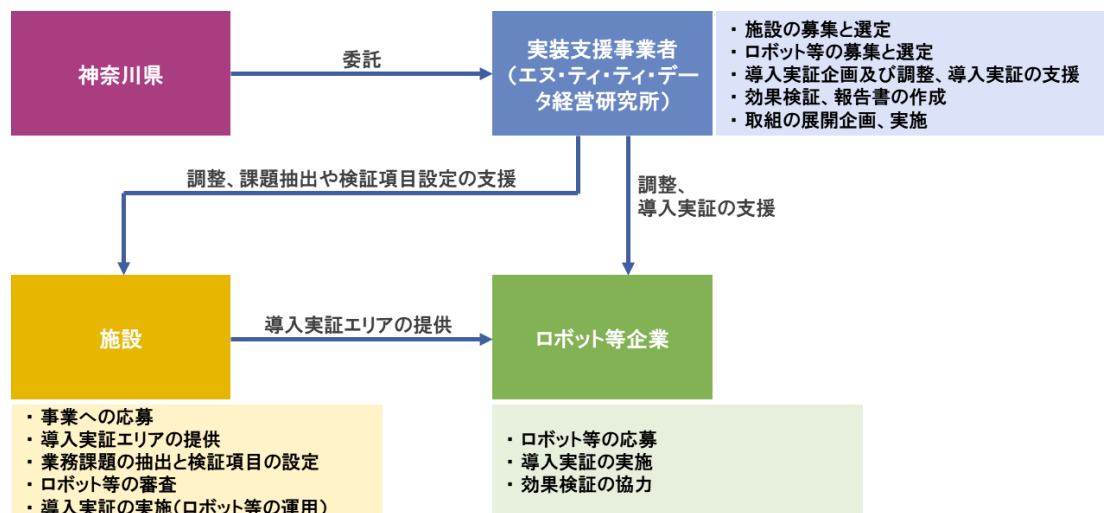
特区の取組の詳細は、次のホームページをご覧ください。

- ・ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f430080/index.html>
- ・ <https://sagamirobot.pref.kanagawa.jp/>

(2) 事業スキーム

本業務における応募者（以下、「ロボット等企業」という。）は、実装支援事業者の支援のもと、ロボット等の導入実証を実施します。

実証の実施スキームは以下の通りです。



2. 事業の概要等

(1) 導入実証施設

本事業では、表 1 に記載する県が選定した施設にて課題を解決する導入実証を実施します。

表 1 施設一覧

種別	施設名	施設所在地
商業施設	アリオ橋本・イトーヨーカドーアリオ橋本店	相模原市緑区
	ODAKYU 湘南 GATE	藤沢市
医療施設	医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院	鎌倉市
宿泊施設	湯本富士屋ホテル	箱根町

(2) 事業の概要

本事業では、施設が、業務において新型コロナウイルス感染症対策につなげるために取り組む課題を解決するロボット等の導入実証及び、効果検証と令和 3 年度に実施した事業の成果の周知を行います。導入実証は、長期間（1～3 か月程度）かけて、効果検証に加え、施設の実装後の運用体制の構築までを想定して実施します。医療施設における本事業での募集内容は表 2 の通りです。具体的な導入実証期間については、ロボット等企業や施設との調整の上で決定します。

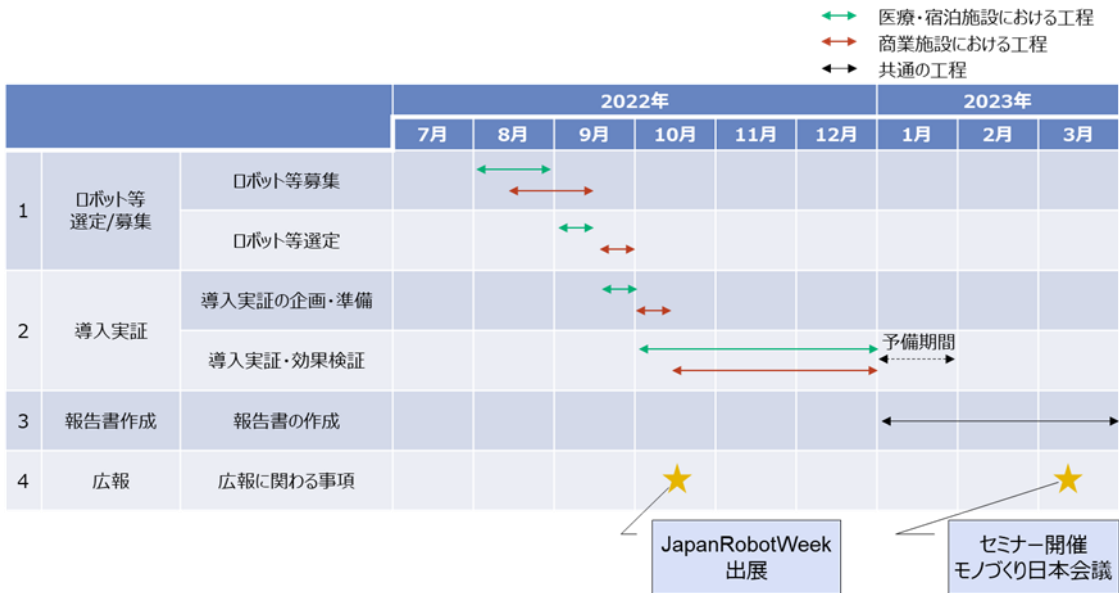
本要領では、表 1 の医療施設の応募方法について記載します。宿泊施設、商業施設の応募については、別途公開される応募要領【宿泊施設編】、【商業施設編】を参照してください。

表 2 医療施設（湘南鎌倉総合病院）における募集内容

テーマ	<ul style="list-style-type: none">ストレッチャー搬送を支援するロボット（別紙 1 表 4 参照）感染症対策に資する院内の人流測定システム（別紙 1 表 5 参照）自由テーマ（別紙 1 表 6 参照）
導入実証期間	1～3 か月程度 ※効果検証のためのデータ取りが完了できる期間 ※調整により期間を長く設定することも可能
実施件数	1～2 件程度
支援金額 （目安）	200 万円／件
効果検証	実施

(3) 事業のスケジュール

本事業は、以下のスケジュールを想定しています。



(4) テーマの内容

別紙1の表4~6の通りとします。複数のロボット等を組み合わせることや、複数事業者が共同で導入実証を企画し応募することも差し支えありません。また、複数の施設やテーマへの応募も可能です。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況を考慮し、国や神奈川県のご指導や要請、施設の感染症対策方針に基づき、実証全体について変更が発生する可能性があります。また、導入実証内容は、施設との調整により、変更が発生する可能性があります。

(5) 導入実証に係る費用

別紙2に記載の通り支援します。

3. 応募要件

(1) 応募資格

次に掲げる全ての事項を満たすこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 事業の実施能力を有する者もしくは事業者団体であること（「2.4実証の内容」を満たす技術力を有し、事業として取り組んでいること。また、当該技術について、製品化の計画が描かれており、プロトタイプ製作及び社内試験も完了し、想定機能・能力を確認できていること。あるいは、当該技術について、製品化の計画が描かれており、プロトタイプ製作及び社内試験について、事前に実現可能であることをスケジュールとして示すこと）。

(2) 応募対象ロボット等の安全面への配慮について

次に掲げる全ての事項を遵守していることを前提とします。

- ① 応募対象ロボット等については、安全面への配慮を最優先事項とする。ロボット等のデザインや機能については、利用者に優しいものとし、施設での使用に適さない機器、および違法性のある機器は応募の対象外とする。また、ペースメーカー等医療機器への影響が懸念される機器については、導入実証の際に周囲への注意喚起をするなど、安全性に最大限に配慮すること。その他実施場所の安全・適正な運営の観点から、制限や制約を課す場合がある。また、次に掲げる事項に該当する機器の導入実証は禁止とする。
 - a. 火花の発生や火気、発煙を生じ得る機器
 - b. エンジンその他内燃機関による駆動を必要とする機器
 - c. 多量の発熱がある機器
 - d. 高圧ガスや可燃性ガスを使用する機器
 - e. 騒音・振動・空振を発生させる機器
 - f. 臭気を発生させる機器
 - g. 大電力の使用が必要な機器
 - h. 不安定な化学物質・放射性物質・毒性のある物質を使用する機器
 - i. 事故や発火が相次いでいる機器
 - j. 発火歴のあるバッテリーを使用し、その対策が講じられていない機器
 - k. 鋭利な部分を有し、人に危害を加える恐れのある機器
 - l. 施設における円滑な業務運営に支障が生じる恐れのある機器
 - m. 医療機器への電波干渉の恐れのある機器
 - n. その他、公序良俗に反する機器
- ② 「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全確保に関するガイドライン(第一版)」(平成 28 年 6 月ロボット革命イニシアティブ協議会)の「4.実証実験実施者の責務」に準拠したものであること。

(生活支援ロボット及びロボットシステムの安全確保に関するガイドライン(第一

版) : <https://www.jmfrri.gr.jp/content/files/Open/2016/SWG2GL.pdf>)

- ③ 導入実証にあたり、ロボット等企業は、導入実証するロボット等の種類、台数に応じて適切な人員・人数を配置し、施設の利用者等に危害が及ばないよう、適切な対応ができる体制とすること（施設側の制約から、人員配置数を調整の可能性あり）。
- ④ ロボット等企業は、導入実証に先立ち、動作テストを希望する場合は、日時について実装支援事業者との協議の上、決定すること。
- ⑤ 導入実証開始前及び導入実証中に、施設が安全対策について検証する過程において、追加で安全対策が必要となった場合には、施設に協力し安全性の担保に努めること（施設の円滑な業務運営に支障をきたす場合には、事業を停止又は中止する可能性あり）。
- ⑥ 導入実証中にロボット等による事故や苦情が発生した場合、実装支援事業者に過失がない限りは、ロボット等企業が一切の責任を負うものとし、実装支援事業者と調整の上、ロボット等企業が交渉に当たること。導入実証に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、ロボット等企業がその費用を負担すること。損害は、利用者等の怪我や施設の設備等を損傷するなどの有形のものに限らず、導入実証に伴い設置する機器等が原因となる通信障害や、機器等の誤作動によるものも含むこととする。なお、実装支援事業者がロボット等企業に代わり賠償を行った場合は、その賠償金額及び賠償に要した経費をロボット等企業に求償できるものとする。また、応募要領に記載されている内容に違反し、実装支援事業者に損害を与えた場合も同様とする。

(3) 導入実証に使用する機器等について

機器等の扱いについては、以下の通りとします。

- ① 導入実証に使用する機器等の管理は、ロボット等企業の責任において行うこと。ただし、導入実証期間中においては、原則として実装支援事業者がロボット等の保管場所及び管理方法を指定する。（保管場所の制約から、保管できるロボット等や機器等の数量、大きさ等を制限する可能性あり。）
- ② 施設の導入実証中における機器等の取り扱い方法についての指導及び導入実証中の管理は、ロボット等企業の責任において行うこと。
- ③ 導入実証に際して、ロボット等企業が持ち込んだ機器類及びその他機材に、盗難、破損等により損害が生じた場合、あるいは導入実証に使用する機器等により導入実証中に施設職員や施設利用者への怪我を負わせた場合や導入実証で取り扱う個人情報情報の漏洩をした場合、実装支援事業者に過失がない限りは、実装支援事業者は一切の責めを負わないこととし、ロボット等企業はこれらに備えた保険（例えば、動産総合保険、PL保険やそれに類する保険）への加入をすること。
- ④ 導入実証に使用する機器等は、原則としてロボット等企業が用意すること。通信

回線についても施設の回線の提供は保証しないため、各ロボット等企業にて通信回線を用意すること。

- ⑤ 無線通信機器を使用する場合は技術、基準適合証明等の認証を受けた製品を使用すること。
- ⑥ 電気用品については、電気用品安全法で定められた基準に適合した製品を使用すること（PSE マークのついた製品を使用すること）。

4. 導入実証に係る役割分担の考え方

以下の表 3 の通りです。

表 3 役割分担

	ロボット等企業	実装支援事業者
募集 選定	<ul style="list-style-type: none"> ・応募フォームの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集及び選定の実施
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な安全対策（保安要員の手配等）の実施 ・導入実証に必要なシステムやアプリケーションの準備 ・必要に応じて施設への操作トレーニングの実施 ・導入実証中のロボット等の維持管理業務等についての情報提供 	導入実証準備の支援（リスクアセスメントに関するアドバイス等の安全対策の支援、施設への操作トレーニングの調整、ロボット等の維持管理業務の情報提供に向けての調整）
導入 実証	<ul style="list-style-type: none"> ・導入実証の運営 ・検証に必要なデータ収集 ・トラブル対応 ・定例会議への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入実証の運営補助（安全対策補助、施設の造営等） ・導入実証の記録 ・定例会議の実施
検証	<ul style="list-style-type: none"> ・導入実証後アンケート・ヒアリングへの対応 ・必要に応じて導入実証に係るデータの提供 ・その他、効果検証や報告書作成についての協力（意見交換等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート・ヒアリングやデータ収集等による効果検証 ・導入実証結果の報告書作成
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・Japan Robot Week2022 における神奈川県出展ブースへの出展等（任意。詳細未定。） ・モノづくり日本会議におけるセミナーへの協力（詳細未定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出展とセミナーの企画、実施 ・取材会の受付、企画、実施

	・その他に設定されるメディア取材会などへの協力	
--	-------------------------	--

5. 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 応募フォーム（必須）
- ② 参考資料（任意）
- ③ 参考動画（任意）

※応募要領および応募フォームは

< https://www.nttdata-strategy.com/kanagawa_robot_pj_2022/>よりダウンロードしてください。

※参考資料・参考動画は、ロボット等の概要を示す資料（パンフレット等）となります。

※採択後、支援経費の支払いに関する書類等を提出いただきます。

(2) 応募期間

2022年7月29日（金）14時から2022年8月26日（金）13時まで

(3) 説明会

本募集についての説明会を開催します。応募を検討されている場合は、必要に応じて参加をお願いします。説明会は、Web開催とし、事業内容及び募集内容の説明と質疑応答を予定しています。

開催日時：2022年8月9日（火）13時から14時まで

説明会参加希望者は、電子メールで参加希望のご連絡をお願いします。受付状況により、期限より前に締め切る可能性があります。

メールアドレス：kanagawa_robot_pj_2022@nttdata-strategy.com

件名：【ロボット実証説明会】ロボット等企業所属名（送信年月日）

参加希望の連絡受付期限：2022年8月8日（月）17時まで

(4) 提出方法

電子メールで提出をお願いします。お持ち込み、郵送は受け付けません。

提出先メールアドレス：kanagawa_robot_pj_2022@nttdata-strategy.com

提出先：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

件名：【ロボット実証応募】ロボット等企業所属名（送信年月日）

（例）【ロボット実証応募】〇〇会社（20220730）

(5) 応募に関する質問等

応募要領及び提出書類に関して質問がある場合、メールにて問い合わせを受け付けます。

<実装支援事業者>

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
ビジネスストラテジーコンサルティングユニット

Email : kanagawa_robot_pi_2022@nttdata-strategy.com

件名：【実証に関する質問】 ロボット等企業所属名（送信年月日）

(6) 提出書類の取扱いについて

提出書類は返却しません。また、提出書類の内容に係る一切の情報については、ロボット等の選定のみを利用するものとし、応募の秘密は厳守します。

6. 選定について

本事業の目的を達成するために有用と認められるロボット等を、有識者等により構成される選定委員及び施設の審査により、提出書類に基づき選定します。

(1) 評価基準

ロボット等の選定にあたっては、以下の評価基準に基づき総合的に評価を行います。ただし、「3.(1): 応募資格」については一項目でも満たさない場合は、失格とします。また、「3.(2): 応募対象ロボット等の安全面への配慮について」については全ての項目を遵守していることを前提とします。

① 導入実証の実施体制

事前準備から導入実証の実施、検証に必要なデータ収集まで実現可能な実施体制と安全対策があり、完遂できる能力があるか。

② 導入実証の実現性

施設で実際にロボット等を動かすことが可能か。操作が容易であることや、操作習得に十分な支援が可能か。提案されている内容・機能でロボット等を動かすことが可能か。

③ 施設への有効性

本導入実証を行うことや、ロボット等を導入することにより、施設にどのような効果や有効性が得られるか（他の手法と比較して優れた手段となっているか等）。

④ 施設への実装性

施設への導入を見据えた内容であるか。施設内の機器とのデータ連動性やエレベータ連携等が可能か。

⑤ 他の施設への導入の可能性

他の施設への導入は現実的であるか。(ロボット等企業の医療現場でのロボット等導入の知見・実績やロボット等の施設へのコストと導入効果等の利点・難点等)

(2) 選定結果の通知

2022年9月中旬頃(予定)に、各ロボット等企業に対して、実装支援事業者から電子メールでご連絡いたします。

(3) 選定スケジュール

予定	時期	実装支援事業者	提出書類	ロボット等企業
応募開始	2022年7月29日		応募資料 ←	応募資料
応募締切	2022年8月26日	提案内容審査 (必要に応じて ヒアリングの実施)		(ヒアリング)
ロボット等 選定	2022年9月中旬頃	審査 選定・選定結果通知		決定通知

7. 成果物の帰属

本事業の実施にあたり、製作されたロボット等の知的財産権等はロボット等の所有者(各ロボット等企業)の帰属とします。また、ロボット等が取得したデータについては、導入実証の内容や効果検証での必要性に応じて協議することとしますが、個人情報に配慮したうえで、ロボット等企業が保有することを基本的な考え方とします。

8. 成果の公表

事業の成果について、県が実施する事業報告会等での発表や、県が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、実施した取組については、原則公開していただきます。

また、施設が本事業での取組について、プレスリリース等での成果公表を行う場合も協力していただきます。併せて、導入実証の公開に可能な限り協力をお願いします。

9. 留意事項

① 導入実証にあたっては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)防止に十分留意のうえ、実施してください。

- ② ロボット等が採用された事業者は、事故が発生した際の緊急連絡先及び連絡ルールを、必ず提出してください。
- ③ 導入実証の実施にあたり、実装支援事業者と委託契約の締結をお願いいたします。
- ④ 効果検証の実施及び導入実証報告書の作成にあたり、導入実証後の調査（アンケートやインタビュー）にご協力をお願いします。また、導入実証で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供してください。なお、導入実証結果やデータ等は、神奈川県及び実装支援事業者の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載は禁止とします。
- ⑤ 本事業の取組を広報するため、導入実証内容を紹介する記事をウェブ上に掲載することや、導入実証期間中の映像撮影および当該映像等の公表を実施いたしますので、ご承諾の上ご応募ください。
- ⑥ 本事業のスムーズな進行のため、進捗状況に関して実装支援事業者から問い合わせることがあります。
- ⑦ ロボット等企业もしくは連絡窓口となる方は、日本語での対応が可能な方としてください（連絡窓口となる方は、ロボット等企业の企業・団体に所属しなくてもかまいません）。

10. 実装支援事業者の企業情報

社名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 (英文表記 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.)
設立	1991年(平成3年)4月12日
株主	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 100%
資本金	4億5000万円
本社	永田町オフィス 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA 共済ビル10階 Tel 03-3221-7011 (代表) Fax 03-3221-7022
URL	https://www.nttdata-strategy.com/
事業内容	1. 企業経営および行政に関する調査研究ならびにコンサルティング業務 2. 情報および通信システムの企画・開発に関する調査研究ならびにコンサルティング業務 3. 経済、社会、産業、文化等に関する調査研究ならびにコンサルティング業務 4. 前各号に関連する教育研修・セミナーの実施・運営、情報の提供ならびに刊行物の出版 5. 前各号に付帯する一切の業務

11. 問い合わせ先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

ビジネスストラテジーコンサルティングユニット

担当： 清水（しみず）、吉原（よしわら）

e-mail : kanagawa_robot_pj_2022@nttdata-strategy.com

実施事業

神奈川県「令和4年度新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業業務委託」

医療施設（湘南鎌倉総合病院）での
募集テーマについて

表 4 募集テーマ1

テーマ	ストレッチャー搬送を支援するロボット
目的・概要	<p>湘南鎌倉総合病院では、「救急患者は断らない」を理念に掲げ、重症外傷、多発外傷の患者の24時間受入れを開設当初から続けています。本年4月には、救命救急センター・外傷センターを増築し、あらゆる救急患者に対応する体制を整備しています。そのような病院であることから、ストレッチャーによる患者の搬送業務は日常的に発生しており、ストレッチャー搬送時の看護師や看護助手の身体への負担も非常に大きくなっております。</p> <p>そこで本導入実証では、ストレッチャーの搬送時の負担軽減や搬送の効率化に資するロボットを募集します。</p>
導入実証時期	10月から12月の間の1-3か月間（採択事業者との相談の上決定）
導入実証場所	病棟および救命救急センターなど
対象とするロボット	<p>効果的にストレッチャーの搬送を支援することができるのであれば、ロボットの形状や機能は問いません。下記は一例ですが、それらに留まらず広く多様な形状のロボットを募集します。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチャーに接続し、搬送をアシストするロボット ・ストレッチャーに接続し、搬送を自動化するロボット <p>※高齢化社会の中で、高齢の職員も今後増えていくことが想定されることから、高齢の医療従事者にもユーザーフレンドリーなUIであることが望ましい</p>
留意点	<p>本導入実証の実施に際しては、以下の点をあらかじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入実証時における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策の協力 ・具体的な導入実証の運営や実施場所等に係る施設との事前調整

表 5 募集テーマ 2

テーマ	感染症対策に資する院内の人流測定システム
目的・概要	<p>湘南鎌倉総合病院では、毎日約 2000 人の患者やその家族、来訪者が訪れる大病院です。ロビーには、常に待ち合わせや会計待ち、処方箋待ちの患者が行き来しています。また、各診療室や検査室の前にも診察待ち、検査待ちの患者が多く滞留しています。</p> <p>しかし、どの程度の滞留が、どのような場所で、どの時間帯に発生しているかという実態については、把握できておらず、適切な対策を打てていないのが現状です。また、常時人流を計測することによって、滞留が多く発生する時間帯に換気効率を高める工夫や、個人の行動を把握することで入院患者の無断離院を即時に知ることができるなどの効果を期待できます。</p> <p>そこで、本実証では、人流計測による院内のレイアウトの変更や人流の常時モニタリングによる換気効率を高める工夫など、感染症対策などに資する院内の人流測定システムを募集します。</p>
導入実証時期	10 月から 12 月の間の 1-3 か月間（採択事業者との相談の上決定）
導入実証場所	外来エリアを中心とする院内全体
対象とするロボット	<p>蓄積したデータによって病院内のレイアウト変更などの検討に資することに加え、人の行動や周囲の人の滞留状況に関するデータをリアルタイムに活用することによって感染症対策や業務効率化に資することが期待でき、それによって、本実証で用いる人流計測システムの導入継続が見込まれるのであれば、対象とするシステムの形状や機能は問いません。下記は一例ですが、それらに留まらず広く多様な形状のシステムを募集します。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線ビーコンを活用することで、人の滞留状況を可視化するシステム ・カメラを用いて人の行動を追跡することができ、無断離院などを防止することができるシステム
留意点	<p>本導入実証の実施に際しては、以下の点をあらかじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入実証時における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策の協力 ・具体的な導入実証の運営や実施場所等に係る施設との事前調整

表 6 募集テーマ3 (自由テーマ)

テーマ	自由テーマ
目的・概要	湘南鎌倉総合病院の課題解決に資するロボットやシステムを広く募集します。
導入実証時期	10月から12月の間の1-3か月間(採択事業者との相談の上決定)
導入実証場所	採択事業者との相談の上決定
対象とするロボット	ニーズを想定して様々なロボット等のご提案をお願いいたします。下記は一例ですが、それらに留まらず広く多様な形状や機能を備えたロボットやシステムを募集します。 例) ・入院患者の1階コンビニでの買物を支援するロボットやシステム ・入院患者の無断の離院を防止するためのロボットやシステム ・タグなどを利用した備品管理システム など
期待する実証内容	湘南鎌倉総合病院の課題解決に資するロボットやシステムを広く募集します。
留意点	本導入実証の実施に際しては、以下の点をあらかじめご了承ください。 ・導入実証時における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策の協力 ・具体的な導入実証の運営や実施場所等に係る施設との事前調整

ロボット等企業への支援の対象経費について

導入実証実施にあたり、ロボット等企業が要する経費の一部を支援いたします。対象となる経費以外は支援の対象とはなりません。

1. 対象経費

(1) 貸借料

導入実証のために必要なレンタカー代、測定機器等のリース代（プロジェクトメンバー以外の第三者からの貸借に限る。会社法上の親会社、子会社からの貸借は除きます） など

(2) 旅費

導入実証のために要した公共交通機関の運賃、高速道路使用料、導入実証期間中の宿泊費（必要と認められるものに限る） など

(3) 運搬費

導入実証のために必要なロボット等の運搬経費 など

(4) 安全対策費

保険の加入に要する経費、導入実証に伴い保安員等を配置する場合の警備会社等へ支払う経費（自社の従業員・学生等を保安員として雇用する費用は支援対象としない）

(5) 委託料

導入実証の結果の一部について、外部事業者へ分析を委託する経費
外注加工費、ソフトウェアの改良を外部へ委託する場合の経費

(6) 消耗品等

導入実証に必要な消耗品の購入に要する経費（ロボット等に付随するパーツ購入等を含む）

- ・ 原材料・副資材の購入費
- ・ 工具・器具・資料等の購入費（5万円未満（税込）のものに限る） など

(7) 謝金

導入実証にあたり、外部専門家等からの助言等に対して支払う謝金
導入実証に参加するモニター等への謝金

(8) 手数料

道路使用許可申請、倫理審査など、導入実証の実施に必要な申請・審査に係る経費

(9) 通信費

導入実証に必要なモバイルルーターのレンタル など

(10) 人件費

導入実証に要した人件費。本事業に従事した分に限りませす。

※雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、補助事業に従事した部分の金額と勤務内容が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員（監査役含む）本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とならない。）

※人件費は、健保等級により別途定めた単価により算出します。

(11) その他、県が認める経費

2. 支援金額

(1) 支援額

下記の金額を目安としますが、予算の範囲内で上下する場合があります。

200 万円

3. 期間等の条件

(1) 支援対象期間

採択日～導入実証終了後1カ月後もしくは、1月31日のどちらか早い日までに支出された経費。ただし、期間中に支払われていないことについて、相当の自由が認められるもののうち2月15日まで支出される予定のものについては、例外的に対象経費として認める場合があります。

なお、期限内での購入、支出であっても、導入実証に要することが不明な物品については支援対象経費とはなりません（例：大量のインクトナーの購入、導入実証終了後のロボット付随品の購入など）。

(2) 支援対象とならない経費

- ・ 不動産、設備の資産価値向上につながる経費は対象外となります。
- ・ 購入した消耗品等の所有は各ロボット等企業となりますので、適切に使用、管理してください。

(3) 支払方法

- ・ 採択後、所定様式および経費見積書等をご提出いただき、支援金額の上限を決定します。
- ・ 導入実証終了後、所定様式の報告書をご提出いただくとともに、支援対象経費に係る書類（見積書、請求書、領収書、振込票 など）の写しを提出いただきます。実装支援事業者にて当該書類を確認し、支援経費として適切と判断された額を通知します。
- ・ 上記通知後、所定様式により請求書を事務局までご提出いただきます。請求書受理後、概ね翌月末までに振込によりお支払いいたします。
- ・ 所定様式や必要な書類等は、採択後、実装支援事業者より詳細を連絡いたします。